NEWS RELEASE

千葉興業銀行

平成２８年８月２９日

生命保険窓販商品の追加

ー　住友生命『たのしみ未来』を取扱開始　ー

＜正式名称：５年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険＞

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成２８年８月２９日（月）から、平準払個人年金保険『たのしみ未来』（引受保険会社：住友生命保険相互会社）を販売開始いたします。今後とも生命保険窓販商品のラインナップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

１．商品名

『たのしみ未来』

《正式名称：５年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険》

（引受保険会社:住友生命保険相互会社）

２．販売開始日

平成２８年８月２９日（月）

３．商品概要

『たのしみ未来』の主な特徴
＜１＞ 保険料払込期間中の死亡給付金を既払込保険料相当額に抑えることで年金受取額が多くなるしくみの平準払いの定額個人年金保険です。 ＜２＞ご契約時に保険料払込期間満了年齢、年金支払開始年齢を幅広く設定でき、お客さまのライフプランにあわせた設計ができます。 ＜３＞ 保険料が一定金額以上のご契約については、保険料割引制度を適用することにより、払込保険料に対する年金受取額がアップします。 【学資積立プラン】 ＜１＞ 上記年金の仕組みを活用し、お子さまの成長に合わせた設計を可能としたプランです。（ご契約者さまの保障はありません） ＜２＞ 第１回年金は２回目以降の年金の倍額お受取りいただけ、一時的にまとまった資金が必要となる入学金等に活用できます。

『たのしみ未来』の商品概要

『たのしみ未来』の主なお取扱いは次のとおりです。

<table>
<tr><th>項目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>しくみ図
（イメージ）</td><td>
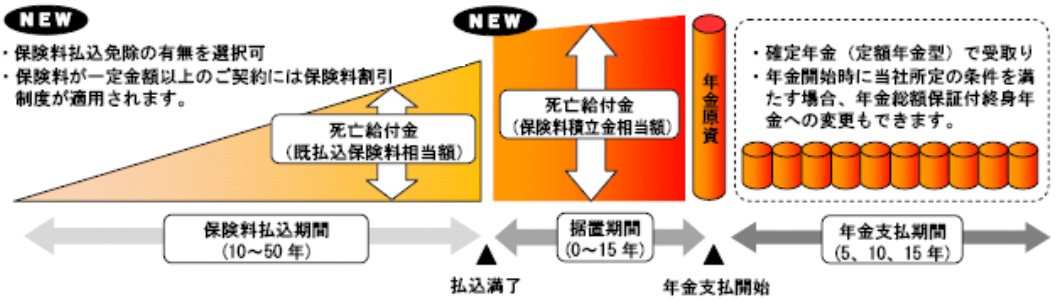

＜学資積立プラン＞

<table>
<tr><th></th><th>お支払理由</th><th>お支払金額</th></tr>
<tr><td>死亡給付金</td><td>年金支払開始日前に被保険者が死亡されたとき</td><td>保険料払込期間中：既払込保険料相当額
据置期間中：保険料積立金相当額</td></tr>
<tr><td>年金</td><td>年金支払開始日に被保険者が生存している場合</td><td>基本年金額</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>主な取扱基準</td><td>
<table>
<tr><th>項目</th><th>たのしみ未来</th><th>たのしみ未来＜学資積立プラン＞</th></tr>
<tr><td>契約年齢</td><td>0歳～75歳</td><td>0歳～8歳</td></tr>
<tr><td>保険料払込期間</td><td>10年～50年</td><td>10年～18年</td></tr>
<tr><td>保険料払込期間満了年齢</td><td>19歳～85歳</td><td>10歳～18歳</td></tr>
<tr><td>年金支払開始年齢</td><td>19歳～85歳</td><td>10歳～18歳</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>0年～15年</td><td>0年～8年</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>保険料払込方法</td><td>月払い・年２回払い・年１回払い・全期前納（一部前納のお取扱いもあります）</td></tr>
<tr><td>保険金額の取扱基準</td><td>
<table>
<tr><th>項目</th><th>たのしみ未来</th><th>たのしみ未来＜学資積立プラン＞</th></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	最低年金額	基本年金額20万円以上かつ月払保険料5,000円以上。但し、5年確定年金かつ保険料払込期間20年以下の場合は基本保険年金額30万円以上かつ月払い保険料8,000円以上	基本年金額20万円以上
	最高年金原資	15億円	

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■預金などとの違いについて

この保険は、住友生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■解約返戻金について

この保険は、契約後一定期間は、解約返戻金額が既払い保険料を下回ります。

このプレスリリースは、『たのしみ未来』の主な特徴を記載したものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「契約概要/注意喚起情報　兼　商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

● ご注意いただきたい事項

・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されておりません。

・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり　・約款、（定款）」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」、「特別勘定のしおり（変額商品のみ）」を必ずご覧ください。

・当行（募集代理店）の行員（生命保険募集人）は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。

・法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。

・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。

・保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼　商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。

・保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。（保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。）失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼　商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。